

## 【ハーグ条約対応・和解あっせん事業のご案内（申立人向け）】

東京弁護士会では、民事上のトラブルを簡単な手続で、早く、公正かつ合理的に解決するための裁判外紛争解決（ADR）機関として、紛争解決センター（以下「当センター」）を設置運営しています。

当センターは、外務省（ハーグ条約上の中央当局）の委託を受け、元の居住国からの子の連れ去りや留置事案について、子の返還又は面会交流等の紛争を当事者間の合意によって解決するための和解協議のあっせん事業を実施しています。

当センターが実施するあっせん手続では、ウェブ会議システム（Zoom等）を利用でき、当事者による手数料のご負担なしに、原則として、4回以内の期日で、当事者の合意（和解）による解決を目指します（後記7を参照ください。）。

なお、このあっせん手続は、当センターの通常の「和解あっせん手続」とは異なる、特殊なあっせん手続ですので、ご注意ください。

### 1 対象となる方

本あっせん事業の対象となるのは、子と同居していない当事者が、ハーグ条約及び同条約国内実施法にもとづき、外務省へ返還援助申請もしくは面会交流援助申請をして、外務省の援助決定を受けた場合に限られます。

子を元の居住国から連れ去られた又は留置された旨主張する親又は監護権者が申立人となって、申立てができます。

### 2 申立受付期間

2025年度の申立受付期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までとします。

ただし、本あっせん事業の外務省からの受託期間は、1年ごとに更新される場合があります。

### 3 利用回数

本あっせん事業のご利用（申立て）は、原則として、1回限りです。

1事件についてのあっせん期日は、原則として4回までです。ただし、一定の場合には、5回目以降の期日を開催することができます（後記6（6）、7（1）をご参照ください。）。

### 4 対応言語

日本語又は英語とします。

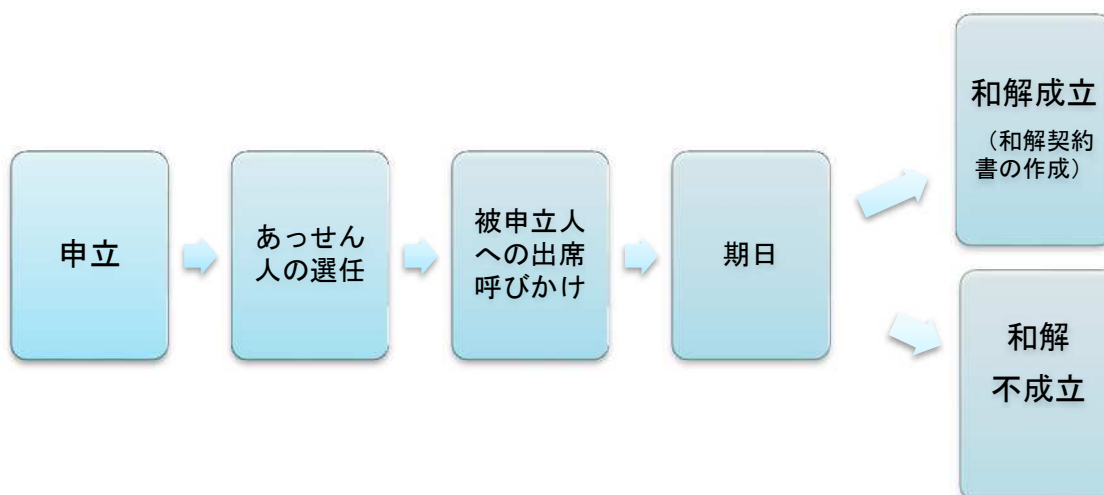
必要な場合は、所定の範囲で、翻訳を行い、通訳人を付すことができます（後記7（3）、（4）をご参照ください。）。ただし、言語によっては、通訳人を確保できないこともあります。

## 5 あっせん内容

あっせん人の援助を受けて、当事者が話し合い、子の返還又は面会交流についての合意の形成（和解）を目指します。

また、当事者の合意により、子の養育費や両親の離婚など、家族に関連する事項についても協議することができます（後記7（2）をご参照ください。）。

## 6 あっせん手続



### （1）申立方法

申立人は、当センターのウェブサイト上でお知らせする方法で、当センターに申立てをしてください。（ウェブサイト上のフォームに入力していただきます。）

少なくとも最終的な合意が形成されるまでは、被申立人に対して連絡先等の個人情報をも伏せた形で手続を進めることができ、当センターに対しても、電話番号や電子メールアドレス等の連絡先をお伝えいただければ、住所等それ以外の連絡先をお伝えいただかなくても構いません。

申立時にお伝えいただいた連絡先等の個人情報のうち、被申立人への不開示を希望されるものについては、該当箇所にその旨を明示してください。

申立書類や関係資料が英語（その他の日本語以外の言語）のみの場合、日本語訳を添付してください。翻訳が添付されていない場合、あっせん人が翻訳すべき書面を判断し、当センターで翻訳します（後記7（3）をご参照ください。）。

### （2）あっせん人の選任

あっせん人は、当センターの候補者名簿の中から2名選任します。1名は弁護士とし、もう1名は臨床心理士等の社会学、心理学の専門家とします。

当事者の合意により、名簿の中からあっせん人を選任することもできます。

なお、必要に応じて、あっせん人の補助者として、弁護士1名をあっせん人補に選任することがあります。

### （3）被申立人への呼びかけ

当センターは、可及的速やかに、被申立人に申立てがあった旨と申立内容をお知らせします。この際、住所、連絡先等の個人情報には通知しません。当センターは、被申立人に対し、答弁書等の送付を依頼し、被申立人から提出されたものを申立人に交付します。

被申立人が期限までに手続参加を応諾しない場合、あっせん人は、被申立人と接触し、中立性を害さない限度で、あっせん手続への参加を呼びかけます。それでもなお、被申立人が参加を応諾しない場合には、その時点であっせん手続を終了します。

#### (4) 期日の通知等

当センターは、被申立人の応諾後速やかに、あっせん人、申立人及び被申立人との間で初回期日を調整し、申立人及び被申立人の双方に初回期日を通知します。

#### (5) 期日の開催

ア 海外在住の当事者は、ウェブ会議システムを使って、期日に参加できます。

申立人と被申立人のあっせん期日を、別の日程で開催することもあります。

イ 期日は、原則として、当センターにおいて、日本時間の平日午前10時～午後5時までの間に開催し、1回の期日に要する時間は概ね2時間です。

ウ あっせん期日は、あっせん人が当事者双方からそれぞれの主張や説明を公平かつ丁寧に聞くことから始めます。

エ あっせん人は、期日外においても、事案の適切な解決を目的として、電話等により、当事者に必要事項を問い合わせたり、調査を実施したりすることがあります。

#### (6) 手続の終了

当事者間で和解が成立した場合には、「和解契約書」を原則として日本語で作成し、英語（その他の対応可能外国語）の翻訳を付します。和解契約書は、当事者に直接交付するか、配達証明付書留郵便（国際郵便を含みます。）等で発送します。

被申立人があっせん期日に出席しない場合、当事者の負担すべき手続費用（翻訳・通訳費用を含みます。）が支払われない場合、話し合いを重ねても当事者間で合意が成立する見込みがない場合には、あっせん人の判断であっせん手続を終了します。

あっせん期日は、原則として、4回で終了します。ただし、外務省から事前の承認を得て、予備期日費用を利用することで、当事者の費用負担なく、5回目以降の追加的な期日を開催する場合があります。また、当事者が期日手数料を負担することにより、5回目以降の期日を開催することもできます（後記7（1）をご参照ください。）。

#### (7) 仲裁手続

当事者間で和解が成立しそうな場合に、お互いに合意した上で、仲裁手続を利用することもできます。あっせん手続から仲裁手続に移行した場合、当事者の合意内容にしたがった仲裁判断を受けることができます。詳しくは、あっせん人にお尋ねください。

## 7 当事者にお支払いいただく費用

本あっせん事業では、原則として、期日4回までは手数料はかかりません（ただし、弁護士に代理人を依頼する場合の費用は、各当事者のご負担となります。）。なお、外務省から事前の承認を得た場合には、当事者の手数料負担なく、5回目以降の追加的な期日を開催することができます。ただし、外務省が定める予備期日費用による制約があります。

次の場合には、当事者に各費用をご負担頂きますので、ご注意ください。

### （1）期日手数料

4回を超えて期日を開く場合（ただし、外務省の事前承認を得て、予備期日費用により5回目以降の期日を開催する場合を除きます。）、期日1回ごとに、申立人・被申立人のそれぞれに30,250円（税込）をお支払いいただきます。

### （2）成立手数料

合意が成立した場合、原則、ハーグ条約事件については成立手数料はかかりません。

ただし、子の返還や面会交流以外の事項、例えば、子の養育費や当事者の離婚、その他家族の問題に関する合意が成立した場合、以下の割合で算定した成立手数料（税別）を当センターにお支払いいただきます。詳細は、あっせん人にご確認ください。

| 「経済的利益」              | 「成立手数料」    |
|----------------------|------------|
| 300万円以下の部分           | 経済的利益の8%   |
| 300万円を超え1500万円以下の部分  | 経済的利益の3%   |
| 1500万円を超え3000万円以下の部分 | 経済的利益の2%   |
| 3000万円を超え5000万円以下の部分 | 経済的利益の1%   |
| 5000万円を超え1億円以下の部分    | 経済的利益の0.7% |
| 1億円を超え10億円以下の部分      | 経済的利益の0.5% |
| 10億円を超える部分           | 経済的利益の0.3% |

計算例：例えば、経済的利益が2000万円とします。この場合、成立手数料は70万円となります（300万円×8%＋1200万円×3%＋500万円×2%）。

※上記金額に消費税を加えたものをお支払いいただきます。

### （3）翻訳費用

申立人が申立書類等の書面を日本語でのみ提出した場合、あっせん人が英語（その他の対応可能外国語）に翻訳すべき書面を判断し、当センターにおいて翻訳します。

また、被申立人が書面を英語（その他の対応可能外国語）でのみ提出した場合は、あっせん人が日本語に翻訳すべき書面を判断し、当センターにおいて翻訳します。

ただし、当事者が提出した書面で翻訳を要するものの単語数（英語から日本語）及び文字数（日本語から英語）が双方合計で所定の単語数／文字数を超えた場合の翻訳費用は、当事者のご負担となります。

翻訳費用のご負担が必要な場合には、翻訳費用の予納をお願いしますので、定められた期限までに予納してください。定められた期限までに予納がない場合、あっせん手続を打ち切ることがあります。

また、提出された書面の内容や分量により、要約書の作成・提出をお願いすることがあります。

#### （４）通訳費用

あっせん人が必要と判断した場合には、当センターにおいて通訳人を付します。

ただし、所定の時間を超えた場合の通訳費用は、当事者のご負担となります。

当事者が負担すべき通訳費用については、当センターが定めた期限までにお支払いください。定められた期限までにお支払がない場合、あっせん手続を打ち切ることがあります。

#### （５）その他の費用

当事者がウェブ会議システム等を利用してあっせん手続に参加するための費用（パソコン、スピーカー、マイクセット等の購入費用、インターネット接続回線利用料金等）は、当事者のご負担となります。ただし、当センターに発生する国際電話料金等の通信費については、所定の金額を超えた場合にのみ、当事者にご負担いただきます。

当事者が期日に出席する際の交通費、滞在費等は、各自の負担となります。

### 8 留意事項

- （１）本あっせん事業は、日本国の弁護士会の一つである東京弁護士会が設置運営する当センターが実施するものであるため、当事者の代理人は、原則として、日本法上の弁護士に限ります。
- （２）ウェブ会議システムを利用する場合、パソコン、スピーカー、マイクセット、インターネット接続回線等が必要となりますが、そのご準備は各当事者に行っていただきます。
- （３）海外からの手数料等の送金及び当センターから海外への返金は、全て日本円建てで、銀行振込を利用します。それ以外の送金方法（小切手、クレジットカード払い等）は、利用できません。振込手数料は当事者にご負担ください。返金に要する費用は、当事者のご負担となり、返金額から差し引かせていただきます。